別表第３－１

| 防じんマスクの種類 | | | 指定防護係数 |
|---|---|---|---|
| 取替え式 | 全面形面体 | ＲＳ３又はＲＬ３ | 50 |
| | | ＲＳ２又はＲＬ２ | 14 |
| | | ＲＳ１又はＲＬ１ | 4 |
| | 半面形面体 | ＲＳ３又はＲＬ３ | 10 |
| | | ＲＳ２又はＲＬ２ | 10 |
| | | ＲＳ１又はＲＬ１ | 4 |
| 使い捨て式 | | ＤＳ３又はＤＬ３ | 10 |
| | | ＤＳ２又はＤＬ２ | 10 |
| | | ＤＳ１又はＤＬ１ | 4 |
| 備考　ＲＳ１、ＲＳ２、ＲＳ３、ＲＬ１、ＲＬ２、ＲＬ３、ＤＳ１、ＤＳ２、ＤＳ３、ＤＬ１、ＤＬ２及びＤＬ３は、防じんマスクの規格（昭和 63 年労働省告示第 19 号）第１条第３項の規定による区分であること。 | | | |

別表第３－２

| 防毒マスクの種類 | 指定防護係数 |
|---|---|
| 全面形面体 | 50 |
| 半面形面体 | 10 |

別表第３－３

| 電動ファン付き呼吸用保護具の種類 | | | | 指定防護係数 |
|---|---|---|---|---|
| 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 | 全面形面体 | Ｓ級 | ＰＳ３又はＰＬ３ | 1,000 |
| | | Ａ級 | ＰＳ２又はＰＬ２ | 90 |
| | | Ａ級又はＢ級 | ＰＳ１又はＰＬ１ | 19 |
| | 半面形面体 | Ｓ級 | ＰＳ３又はＰＬ３ | 50 |
| | | Ａ級 | ＰＳ２又はＰＬ２ | 33 |
| | | Ａ級又はＢ級 | ＰＳ１又はＰＬ１ | 14 |
| | フード又はフェイスシールドを有するもの | Ｓ級 | ＰＳ３又はＰＬ３ | 25 |
| | | Ａ級 | ＰＳ３又はＰＬ３ | 20 |
| | | Ｓ級又はＡ級 | ＰＳ２又はＰＬ２ | 20 |
| | | Ｓ級、Ａ級又はＢ級 | ＰＳ１又はＰＬ１ | 11 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 | 防じん機能を有しないもの | 全面形面体 | | 1,000 |
| | | 半面形面体 | | 50 |
| | | フード又はフェイスシールド | | 25 |
| | 防じん機能を有するもの | 全面形面体 | ＰＳ３又はＰＬ３ | 1,000 |
| | | | ＰＳ２又はＰＬ２ | 90 |
| | | | ＰＳ１又はＰＬ１ | 19 |
| | | 半面形面体 | ＰＳ３又はＰＬ３ | 50 |
| | | | ＰＳ２又はＰＬ２ | 33 |
| | | | ＰＳ１又はＰＬ１ | 14 |
| | | フード又はフェイスシールドを有するもの | ＰＳ３又はＰＬ３ | 25 |
| | | | ＰＳ２又はＰＬ２ | 20 |
| | | | ＰＳ１又はＰＬ１ | 11 |
| 備考　Ｓ級、Ａ級及びＢ級は、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成26年厚生労働省告示第455号）第２条第４項の規定による区分（別表第３－５において同じ。）であること。ＰＳ１、ＰＳ２、ＰＳ３、ＰＬ１、ＰＬ２及びＰＬ３は、同条第５項の規定による区分（別表第３－５において同じ。）であること。 | | | | |

別表第３－４

| その他の呼吸用保護具の種類 | | | 指定防護係数 |
|---|---|---|---|
| 循環式呼吸器 | 全面形面体 | 圧縮酸素形かつ陽圧形 | 10,000 |
| | | 圧縮酸素形かつ陰圧形 | 50 |
| | | 酸素発生形 | 50 |
| | 半面形面体 | 圧縮酸素形かつ陽圧形 | 50 |
| | | 圧縮酸素形かつ陰圧形 | 10 |
| | | 酸素発生形 | 10 |
| 空気呼吸器 | 全面形面体 | プレッシャデマンド形 | 10,000 |
| | | デマンド形 | 50 |
| | 半面形面体 | プレッシャデマンド形 | 50 |
| | | デマンド形 | 10 |
| エアラインマスク | 全面形面体 | プレッシャデマンド形 | 1,000 |
| | | デマンド形 | 50 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 一定流量形 | 1,000 |
| | 半面形面体 | プレッシャデマンド形 | 50 |
| | | デマンド形 | 10 |
| | | 一定流量形 | 50 |
| | フード又はフェイスシールド | 一定流量形 | 25 |
| ホースマスク | 全面形面体 | 電動送風機形 | 1,000 |
| | | 手動送風機形又は肺力吸引形 | 50 |
| | 半面形面体 | 電動送風機形 | 50 |
| | | 手動送風機形又は肺力吸引形 | 10 |
| | フード又はフェイスシールドを有するもの | 電動送風機形 | 25 |

別表第３－５

| 呼吸用保護具の種類 | | 指定防護係数 |
|---|---|---|
| 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって半面形面体を有するもの | Ｓ級かつＰＳ３又はＰＬ３ | 300 |
| 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であってフードを有するもの | | 1,000 |
| 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であってフェイスシールドを有するもの | | 300 |
| 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって防じん機能を有するもののうち、半面形面体を有するもの | ＰＳ３又はＰＬ３ | 300 |

| | | |
|---|---|---|
| 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって防じん機能を有するもののうち、フードを有するもの | | 1,000 |
| 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって防じん機能を有するもののうち、フェイスシールドを有するもの | | 300 |
| 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって防じん機能を有しないもののうち、半面形面体を有するもの | | 300 |
| 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって防じん機能を有しないもののうち、フードを有するもの | | 1,000 |
| 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって防じん機能を有しないもののうち、フェイスシールドを有するもの | | 300 |
| フードを有するエアラインマスク | 一定流量形 | 1,000 |

（参考１）八時間時間加重平均値の計算方法

例１：８時間の濃度が 0.15mg/m$^3$ の場合

八時間時間加重平均値　＝　(0.15mg/m$^3$×8h)/8h　＝0.15mg/m$^3$

例２：７時間 20 分(7.33 時間)の濃度が 0.12mg/m$^3$ で、40 分間（0.67 時間）の濃度がゼロの場合

八時間時間加重平均値　＝　[(0.12mg/m$^3$×7.33h)+(0mg/m$^3$×0.67h)]/8h

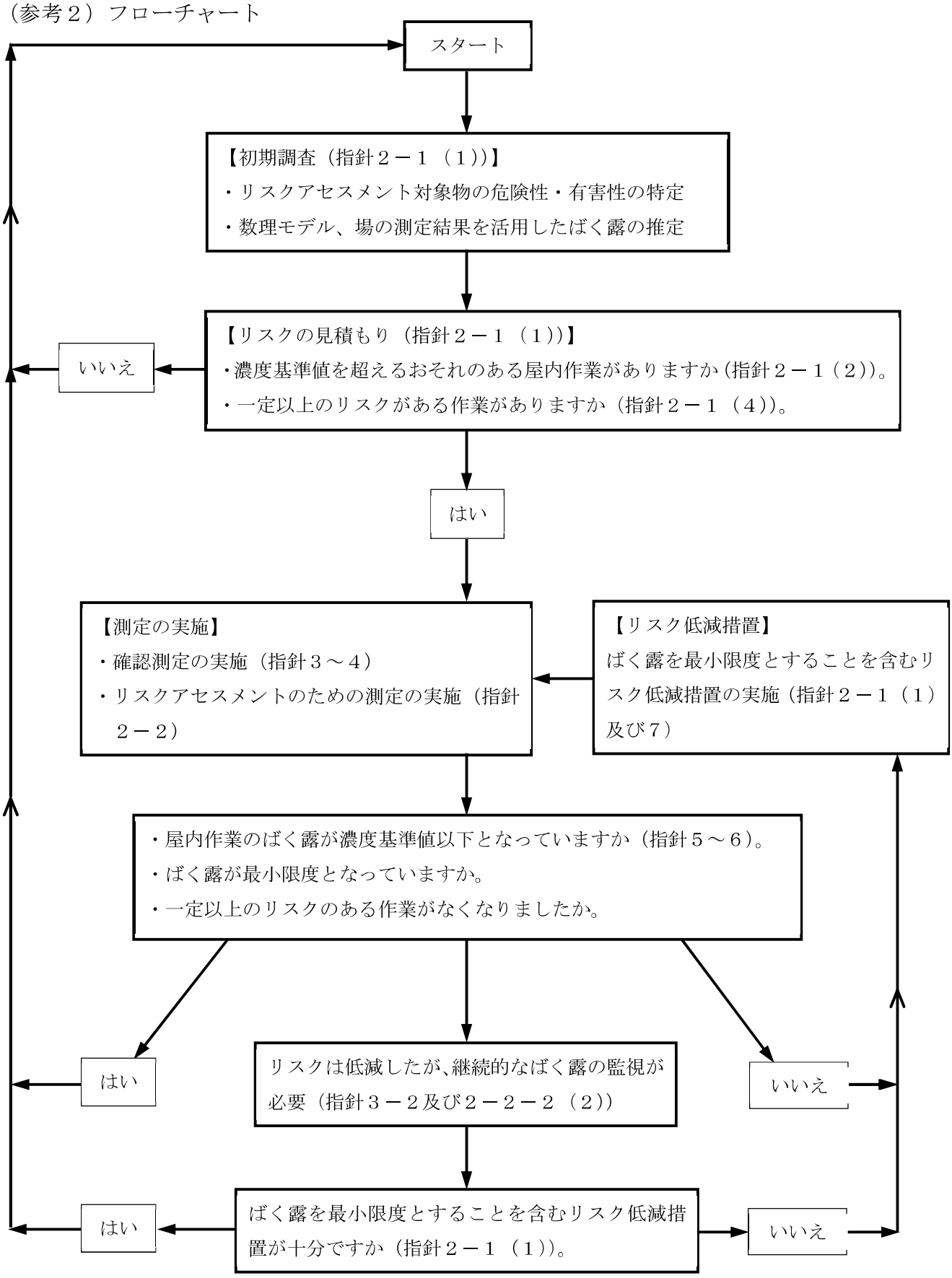
＝0.11mg/m$^3$

例３：２時間の濃度が 0.1mg/m$^3$ で、２時間の濃度が 0.21mg/m$^3$ で、４時間の濃度がゼロの場合

八時間時間加重平均値　＝　[(0.1mg/m$^3$×2h)+(0.21mg/m$^3$×2h) +(0mg/m$^3$×4h)]/8h

＝0.078mg/m$^3$

（参考２）フローチャート


スタート
【初期調査（指針２－１（１））】
・リスクアセスメント対象物の危険性・有害性の特定
・数理モデル、場の測定結果を活用したばく露の推定
【リスクの見積もり（指針２－１（１））】
・濃度基準値を超えるおそれのある屋内作業がありますか（指針２－１（２））。
・一定以上のリスクがある作業がありますか（指針２－１（４））。
いいえ
はい
【測定の実施】
・確認測定の実施（指針３～４）
・リスクアセスメントのための測定の実施（指針２－２）
【リスク低減措置】
ばく露を最小限度とすることを含むリスク低減措置の実施（指針２－１（１）及び７）
・屋内作業のばく露が濃度基準値以下となっていますか（指針５～６）。
・ばく露が最小限度となっていますか。
・一定以上のリスクのある作業がなくなりましたか。
はい
リスクは低減したが、継続的なばく露の監視が必要（指針３－２及び２－２－２（２））
いいえ
はい
ばく露を最小限度とすることを含むリスク低減措置が十分ですか（指針２－１（１））。
いいえ